

# 数次有効の短期滞在査証 数次

## (相当な高所得を有するフィリピン国籍者向け)

観光、商用、親族訪問等、「短期滞在」の在留資格に該当する活動（1回当たりの滞在期間 90 日以内）を複数回予定している方で、相当な高所得を有するフィリピン国籍者と認められる場合。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに自署があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者本人の署名入り。（申請者が未成年者または障がい者の場合は、保護者が代理で署名できます。）		
3	写真 1 枚	6 ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページカラーコピー			
5	使用済みの日本ビザのカラーコピー1枚 (ある場合)			
6	数次有効査証発給希望理由書	「十分な経済力を有する者」にチェックが入っている場合、「一般向け数次有効査証」又は「相当な高所得を有するフィリピン国籍者」のいずれかに該当するのか、当館にて審査を行います。		
7	出生証明書  使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要  (PSA が 1 年以内に発行したもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。</li> <li>・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表。 (フィリピン教育省：指定様式 137)。</li> <li>・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書。</li> </ul>		
8	婚姻証明書 (既婚者のみ)  使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要  (PSA が 1 年以内に発行されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の婚姻証明書。</li> <li>・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書。</li> </ul>		
9	滞在予定表			
<b>〔発給条件と必要な書類〕 相当な高所得を有する方</b>				
10	申請人の預金残高証明書 (直近 6 か月の預金残高が確認できること)	・6 か月の平均預金残高の記載がない場合は、直近 6 か月の入出金明細書を提出。		
11	申請人の納税証明書 (フィリピン国内歳入局指定様式。写し可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 2316 については、雇用者及び被雇用者の署名があるもの。</li> <li>・自営業の場合は、上記に加え納税事実を証明する領収書 (写し可)。</li> <li>・何らかの理由で (1) 在職証明書及び (2) 申請人の納税証明書が提出できない場合 (退職者、専業主婦、無職を除く) は、理由書を提出。学生は、学生証 (写し) 又は在学証明書を提出。</li> </ul>		

12	申請人の在職証明書（在職期間、給与及び在職の記載のあるもの）	・自営業の場合は、貿易産業省（DTI）発行の社名登録証明書及び市役所発行の営業許可書。		
13	相当な高所得を有するに該当する方の配偶者又は子	・該当する方の家族であることを証明する資料（PSA発行の出生証明書及び婚姻証明書・（既婚者のみ））。 （注） ・該当する方の旅券、数次査証の写し又は上記10、11、12の資料。		
14	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
15	社員証	指名された代表者による申請の場合		
16	その他			

上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。

パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。

上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 \_\_\_\_\_

日付 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

VFS スタッフ署名 \_\_\_\_\_